

印旛郡市負担金等審査要領

(目的)

第1条 この要領は、印旛郡市負担金審議会規約（平成14年4月1日制定）第8条の規定に基づき、市町負担金をもって支弁する各種団体、協議会等（以下「各種団体等」という。）への法令に基づかない負担金、寄附金及び会費等（以下「法令外負担金等」という。）について審査の円滑化を図るための必要な事項を定める。

(職務)

第2条 審議会会長は（以下「会長」という。）、負担金審議会事務局（以下「事務局」という。）をして、審査の対象となる団体に関する資料を事前に調査させ、負担金等要望調査表を作成させる。

2 会長は、市町財政担当課長により構成される幹事会（以下「幹事会」という。）に、審議会の円滑な運営を図るために、諮問をすることができる。

3 幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）は、会長からの諮問に、各種団体等から提出された負担金等要望調査表等により、第3条及び第4条による審査をし、これを審議会に答申するものとする。

4 幹事会及び事務局は、審査事項を追加する必要がある場合、第4条第3項により別途作成するものとする。

(審査基準)

第3条 審査の対象となる団体は、目的が公益性を有し、かつ、直接構成市町に寄与するものであると認められるものであること。

2 関係団体の負担金等の審査は、翌年度の負担を対象として、前年度の決算及び当該年度の収支状況とそれぞれの証書類等によって行なう。

ただし、新規の団体に対しては、その関係書類及び予算等について調査する。

なお、審査会終了後において負担の申請があった場合においては、原則として次年度の負担を審査する審査会に付するものとする。

3 市町の財政事情により経費節減の必要があると認められる場合は、各種団体等に対し、一律の割合をもって負担金等を減額することができる。

4 負担金等を承認する場合において、必要により団体に対し条件を付することができる。

5 負担金等の承認後において、算定基準の変更等による各市町負担金額の変更は原則として認めない。

6 前年度において条件を付された団体が、その実行がなされなかった場合は、その理由を勘案し負担金等を減額又は停止することができる。

7 経費の支出内容において、会議費、研修費等その団体の事業目的を達成するうえに著しく均衡を失していると認められた場合は、減額することができる。

8 経費の支出内容において、節約の余裕があると認められる場合は、減額をすることができる。

9 国、県の負担金或いは助成を受ける団体において、市町負担金との均衡を失すると思われる場合は減額をすることができる。

10 関係団体の業務が、県又は他の団体において処理することが適当と認められた場合は、その実施を奨励し、条件を付することができる。

(審査)

第4条 負担金等の累増を避け、かつ、負担の均衡を図るとともに、団体の合理的、効率的な運用を期するため、次のとおり負担金等の審査を行う。

(1) 負担金等の総額は、原則として前年度の額以下とする。

(2) 審査は、第3条に規定する審査基準により行うほか次の事項により行う。

ア 負担金等の賦課基準等

a 負担金等の算出は年間の団体運営に要する諸経費を前提とし、事業目的及び支出目的に見合う公平、適正な積算根拠に基づき算出されたものであること。

b 負担金等は、構成市町の規模（人口、面積等）の割合（規模割）、構成市町として最低の負担をすべき割合（均等割）、特定の構成市町の受益対象（各種補助金及び事業費等）に基づいた割合（事業割、補助金割等）等により適正に行われていること。

イ 運営費

団体の運営が審査基準に定めるものに適合し、合理的、効率的に行われていること。

(3) 団体の運営上不急と認められる経費については減額することができる。

2 単年度限りの特別負担金は、他の負担金等とは別に審査を行うものとする。

3 前各項に、定めるもののほか、各年度における市町の財政事情等により、審査事項を別に加えることができる。

(提出書類)

第5条 負担金を要望する団体から次の書類を提出させ調査するものとする。

(1) 要望書

(2) 負担金等調査表

(3) 要望する年度の事業計画書及び収支予算書

(4) 前年度の事業計画書及び収支予算書

(5) 前々年度の事業報告書及び収支決算書

(6) 団体の規約及び役員名簿

(7) 構成市町負担金算出内訳書

(8) その他参考となる資料

(審査結果)

第6条 会長は、審査が終了した場合は、その結果を関係団体及び構成市町に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月12日から施行する。